

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画策定にあたっての視点

介護保険制度では、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるための各種サービスの総合的な提供に努めてきたところです。

今後は、85歳以上人口の割合が上昇し、介護に係るサービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれており、国においては、令和5年6月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部を改正し、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みを推進することとしています。

また、国の指針では、「質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備を図ること」、「地域ニーズに対応したサービス基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた対応」および「社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活ができる社会の実現（＝地域包括ケアシステムの深化・推進）」を進めることとしています。

このほか、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である「共生社会」の実現を推進していくこととしています。

本市においても、国における今後の介護保険制度の方向性や、高齢者の現状・課題等を踏まえ、各種の施策を進めていく必要があります。

第2節 計画の基本理念と基本方針

第8期計画までの基本理念については、平成6年（1994年）のいきいき長寿都市宣言の趣旨である「いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして」とし、この理念の実現に取り組んでまいりました。

第9期計画期間中には、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えますが、本市における高齢者を取り巻く状況を中長期的に見据えると、75歳以上の高齢者、とりわけ85歳以上の人口の伸びが見込まれ、医療・介護を必要とする高齢者など、さまざまなニーズのある要介護（要支援）高齢者の増加のほか、介護の担い手となる生産年齢人口の急減が、全国や北海道に先行する形で進むものと見込まれます。

また、一般世帯に占める高齢単身世帯および高齢夫婦のみ世帯の割合が3割を超えているほか、認知症高齢者の増加が想定される中、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の弱体化といった社会構造の変化など、高齢者、家族および地域を取り巻く福祉ニーズは複雑化・多様化してきています。

第9期計画における基本理念は、これまでの理念の視点を踏まえ、高齢者がいきいきと暮らしていくために、一人ひとりが生きがいをもち、自分らしく活躍しながら自立した生活を送ることができるよう、環境の整備や安定した介護保険制度の運営を図るとともに、地域の多様な主体や市民相互の支え合いによる地域共生社会の実現を目指し、以下のとおり設定するとともに、3つの基本方針を掲げ、各種施策に取り組みます。

基本理念

高齢者がいきいきと暮らす、ふれあいと、ささえあいのまちをめざして

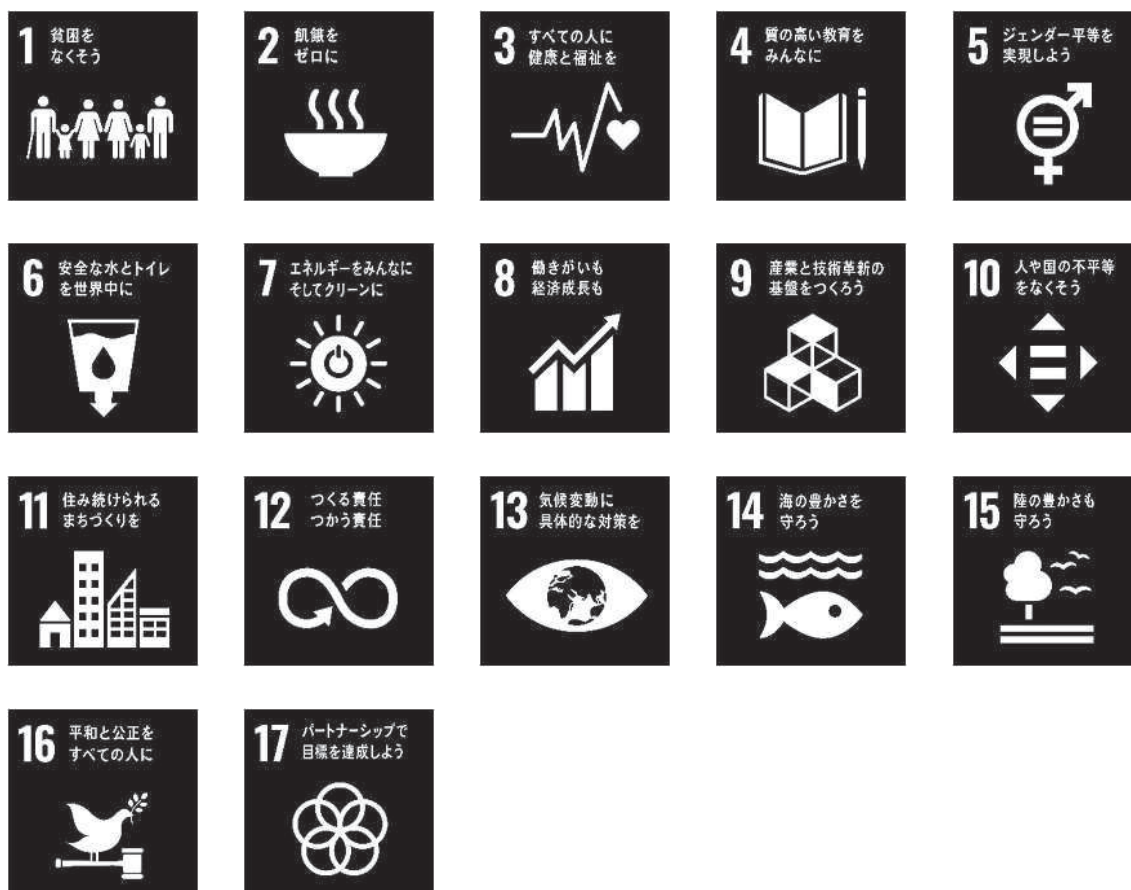
基本方針Ⅰ	基本方針Ⅱ	基本方針Ⅲ
地域の支え合いの推進	自立した生活を送ることができる環境の整備	安定した介護保険制度の構築
高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を進めます。	高齢者が生きがいを持ち、自分らしく活躍しながら、能力に応じて自立した生活を送ることができるような取り組みや環境の整備等を進めます。	将来にわたり、質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供環境の充実と適正な運営の確保を図ります。

第3節 SDGsとの関係

SDGsは、平成27年（2015年）9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、令和12年（2030年）までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき課題とその目標のことであり、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」を略したものです。

経済・社会・環境をめぐる幅広い課題の解決をめざすもので、本計画に定める施策はSDGsの推進にもつながるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4節 施策の体系，個別施策および個別事業

施策の体系

基本理念：高齢者がいきいきと暮らす，ふれあいと，ささえあいのまちをめざして

基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

- ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします
- ・支援を必要とする人へ早期に介入し，適切な支援を行います

基本施策2 在宅医療・介護連携の推進

- ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実

- ・認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 4 16

基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

- ・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます

基本施策5 主体的な社会参加の促進

- ・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

- ・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 4 8 11 17

基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

基本施策7 介護保険制度の適正な運営

- ・介護保険制度の適正な運営を進め，効果的・効率的な介護給付を実施します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 4 8

個別施策

基本施策	
施策目標	個別施策
1 共に支え合う地域づくりの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします ・ 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進
2 在宅医療・介護連携の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
3 認知症高齢者等への支援の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
5 主体的な社会参加の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大
6 暮らしやすいまちづくりの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの確保への支援
7 介護保険制度の適正な運営	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保・育成と業務改善の推進 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保と適正実施の推進 (6) 介護給付適正化計画の推進

個別事業

基本方針		ページ
基本施策		
個別施策		
事業名		ページ
I	地域の支え合いの推進	37
1	共に支え合う地域づくりの推進	38
(1)	地域包括支援センターの機能強化	38
ア	地域包括支援センターの体制整備	38
イ	地域包括支援センターとの連携・協働	39
ウ	地域包括支援センターの普及・啓発	39
エ	福祉拠点としての支援の推進	41
(2)	地域ケア会議の推進	42
ア	地域ケア会議の開催	42
イ	地域ケア会議の充実	43
(3)	高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	45
ア	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	45
イ	東部地区外出支援サービス	45
ウ	除雪サービス	46
エ	「食」の自立支援事業	46
オ	高齢者生活援助員派遣事業	46
カ	ショートステイ事業	47
キ	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	47
ク	在宅福祉ふれあいサービス事業	47
ケ	安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業	48
コ	介護支援ボランティアポイント事業【一部新規登載】	48
サ	生活支援体制整備事業	48
(4)	高齢者虐待防止の推進	49
ア	高齢者虐待防止の普及・啓発	49
イ	高齢者虐待防止ネットワークの構築	49
ウ	高齢者虐待事例への対応	49
(5)	地域における見守り活動の推進	50
ア	高齢者見守りネットワーク事業	50
イ	地域の見守り活動の普及・啓発	50
(6)	介護に取り組む家族等への支援の充実	51
ア	家族介護者交流事業	51
イ	男性家族介護者交流事業	51
ウ	介護マーク配付事業	51
エ	家族介護支援員の配置	52
オ	家族介護慰労事業	52
カ	家族介護用品給付事業	52
キ	認知症サポーター養成事業	52
ク	チームオレンジの整備【新規登載】	53
(7)	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進	53
	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進	53

個別事業

基本方針		
基本施策		
個別施策		
	事業名	ページ
I	地域の支え合いの推進	-
	2 在宅医療・介護連携の推進	54
	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	54
	PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の運営	54
	(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	54
	ア 地域の医療・介護の資源の把握	54
	イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進	55
	ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	55
	エ 地域住民への普及・啓発	55
	オ 医療・介護関係者の情報共有の支援	55
	カ 医療・介護関係者の研修	55
	3 認知症高齢者等への支援の充実	56
	(1) 知識の普及と理解の促進	56
	ア 認知症ケアパスの普及および活用	56
	イ 認知症ガイドの配布	56
	ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施	56
	エ 若年性認知症への理解の促進	56
	(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	57
	ア 認知症サポーター養成事業【再掲】	57
	イ 認知症カフェ認証事業	57
	ウ 認知症地域支援推進員の配置	57
	エ 認知症関連団体支援事業	57
	オ チームオレンジの整備【再掲】	57
	(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	58
	ア 認知症相談の実施	58
	イ 認知症初期集中支援チームの配置	58
	ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム	58
	(4) 成年後見制度の利用促進	59
	ア 成年後見センターの設置・運営	59
	イ 市民後見人の養成	59
	ウ 成年後見制度利用支援事業	59

基本方針		ページ
基本施策		
個別施策		
事業名		ページ
II	自立した生活を送ることができる環境の整備	60
4	介護予防・健康づくりによる自立の推進	60
(1)	介護予防の普及・啓発	61
	ア 介護予防の普及・啓発	61
	イ 介護予防教室	61
	ウ 介護予防体操の普及	61
	エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【新規登載】	61
(2)	地域の主体的な介護予防活動の支援	62
	ア 地域住民グループの支援	62
	イ 介護予防体操リーダーの養成および支援	62
	ウ 介護支援ボランティアポイント事業【再掲】	62
(3)	地域リハビリテーションの推進	63
	地域リハビリテーション活動支援事業【一部新規登載】	63
(4)	高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	64
	ア 心身の健康の増進	64
	イ 感染症の予防	65
5	主体的な社会参加の促進	66
(1)	支え合い活動への参加支援	66
	ア 介護支援ボランティアポイント事業【再掲】	66
	イ 生活支援体制整備事業【再掲】	66
(2)	生涯学習・スポーツ活動の推進	66
	ア 社会参加の促進	66
	イ 生涯学習の充実・促進	68
	ウ スポーツ活動の推進	69
(3)	就業機会の拡大	69
	ア 高年齢者の雇用の確保と促進	69
	イ シルバー人材センターへの支援	70
	ウ 就業支援の実施等【一部新規登載】	70
6	暮らしやすいまちづくりの推進	71
(1)	市民協働の推進	71
	ア 市民活動への支援	71
	イ 町会活動への支援	71
(2)	安心・安全な生活の確保	72
	ア 交通安全対策の強化	72
	イ 消費者・防犯意識の啓発	72
	ウ 防火・防災対策の強化【一部新規登載】	73
(3)	福祉のまちづくりの推進	74
	ア 道路の整備【一部新規登載】	74
	イ 公園・緑地等の施設整備【一部新規登載】	74
	ウ 公共交通の利便性の向上【一部新規登載】	74
(4)	高齢者向け住まいの確保への支援	75
	ア 高齢者福祉施設への入所・入居	75
	イ 高齢者向け住宅の供給確保【一部新規登載】	77
	ウ 住宅改修等への支援	78

基本方針			
	基本施策		
	個別施策		
		事業名	ページ
Ⅲ	安定した介護保険制度の構築		80
	7 介護保険制度の適正な運営		80
	(1) 情報発信の充実		81
	ア	制度の周知・啓発	81
	イ	介護サービスに関する情報提供	81
	(2) 人材の確保・育成と業務改善の推進		81
	ア	サービス従事者の育成と質の向上	81
	イ	介護職員の人材確保【一部新規登載】	82
	ウ	介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減	82
	エ	介護サービスにおける事故防止の徹底	82
	(3) 事業者への支援・指導體制の充実		83
	ア	適正な事業者の指定	83
	イ	事業者への指導・監査	83
	(4) 低所得者向け施策の実施		84
	ア	介護保険料の軽減	84
	イ	介護保険料の減免	84
	ウ	利用者負担の軽減	84
	(5) 介護認定の公平性・公正性の確保と適正実施の推進		84
	ア	訪問調査員に対する研修・指導	84
	イ	適正な要介護認定の推進【一部新規登載】	84
	(6) 介護給付適正化計画の推進		85
		介護給付適正化計画の推進	85

第5節 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画（平成18年度（2006年度）～平成20年度（2008年度））から、市町村は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされ、本市では、それまでの高齢者計画や地域福祉計画での区分などとの整合を図り6圏域に区分し、圏域ごとの基盤整備を進めてきました。

しかし、6圏域では高齢者数や面積のばらつき、民生委員・児童委員の方面協議会の区域との不整合が課題とされていたことから、これを解消するため、新函館市総合計画（平成19年度（2007年度）～平成28年度（2016年度））における地区区分を尊重すること、圏域ごとの高齢者数が概ね1万人を超えないこと、民生委員・児童委員の方面協議会の区域との整合を図ることを基本的な考え方とし、第6期介護保険事業計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））において、日常生活圏域を10圏域としました。

本計画においても日常生活圏域を10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを、東部圏域にはランチ1か所を設置し、介護保険サービス等の相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行い、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進するとともに、8050問題のように個人・家族の複雑化した問題に対応する「福祉拠点」として相談・支援体制を充実させ、地域で支える福祉の実現を図ります。



【 日常生活圏域の町名 】

圏域	町名	
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町	
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町	
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町	
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目	
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町	
北東部第1	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目	
北東部第2	美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目	
北東部第3	山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 水元町, 亀田大森町	
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町	
東部	戸井地区	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大澗町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	楳法華地区	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町